



特別法人事業税の創設に伴う法人事業税の税率改正について ～令和元年10月1日以後に開始する事業年度から～

- 令和元年度税制改正において特別法人事業税が創設されたことに伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分について、神奈川県県税条例に定める法人事業税の税率を改正しました。
- なお、同事業年度分から、法人県民税法人税割の税率も変更されます。
- 具体的な税率については、次の税率表のとおりです。

税率表<令和元年10月1日以後に開始する事業年度分>

法 人 事 業 税				特別法人事業税 の税率	法人県民税 法人税割の税率
区 分			税 率		
A 及 び B 以 外 の 法 人	所得割	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人又は公益法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.71 (3.5) %	基準法人 所得割額の 37%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.618 (5.3) %	
			所得のうち年800万円を超える金額	7.42 (7) %	
			本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	7.42 (7) %	
	所得割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（公益法人等を除く。）	所得のうち年400万円以下の金額	0.472 (0.4) %	基準法人 所得割額の 260%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.826 (0.7) %	
			所得のうち年800万円を超える金額	1.18 (1) %	
			本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人	1.18 (1) %	
			付 加 価 値 割	1.26 (1.2) %	-
			資 本 割	0.525 (0.5) %	-
A 特 別 法 人	所得割	所得	所得のうち年400万円以下の金額	3.71 (3.5) %	基準法人 所得割額の 34.5%
			所得のうち年400万円を超える金額	5.194 (4.9) %	
			特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	6.042 (5.7) %	
			本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	5.194 (4.9) %	
			特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	6.042 (5.7) %	
B		収入金額を課税標準とする法人の収入割	1.06 (1) %	基準法人 収入割額の 30%	

備考1 基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは標準税率によって計算した所得割額及び収入割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄（ ）書きの税率です。

2 「特別法人」とは、地方税法第72条の24の7第5項に規定する農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人などをいいます。

3 「公益法人等」には、人格のない社団等、投資法人、特定目的会社などを含みます。

4 表中の（ ）書きは、不均一課税対象法人に適用される税率で、その法人の範囲は次のとおりです。

(1) 法人事業税

資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円（「収入金額課税法人」にあつては、収入金額が年12億円）以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

(2) 法人県民税法人税割

資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年4,000万円以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

5 平成22年9月30日以前に解散した法人については、清算所得に対する課税となり、また、税率は、解散の日現在のものが適用されますので、県税ホームページでご確認いただくか、県税事務所にお問い合わせください。

改正の概要

改正の前後で、法人事業税と地方法人特別税又は特別法人事業税を合わせた税負担は概ね変わりません。

【主な税率区分における改正状況】

区 分	令和元年9月30日までに開始する事業年度		令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
	法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	特別法人事業税
資本金1億円以下の普通法人等 (年800万円超の所得)	7.169 % (6.7)	2.8944 %	7.42 % (7)	2.59 %
資本金1億円超の普通法人 (年800万円超の所得)	0.875 % (0.7)	2.8994 %	1.18 % (1)	2.6 %
収入金額課税法人	0.963 % (0.9)	0.3888 %	1.06 % (1)	0.3 %

備考1 表中の()書きは、不均一課税対象法人に適用される税率(標準税率)です。

2 地方法人特別税及び特別法人事業税の税率は、法人事業税の税率に換算して記載しました。

例) 資本金1億円以下の普通法人等(年800万円超の所得)に係る特別法人事業税の税率
 法人事業税の税率(標準税率) × 特別法人事業税の税率(基準法人所得割額の37%)
 ⇒ 7% × 37% = 2.59%

【改正のイメージ】

資本金1億円以下の普通法人等 (年800万円超の所得)	令和元年9月30日 までに開始する 事業年度	令和元年10月1日 以後に開始する 事業年度
	10.0634%	超過分 0.469% 標準税率 6.7% 地方法人特別税 (国税) 2.8944%
		10.01%

予定申告に係る経過措置

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、次の計算により算出します。

法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6.3 (※所得割、付加価値割、資本割及び収入割ごとに計算します。)
特別法人事業税	前事業年度の事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 2.3

◎ 詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

事務所	電話番号(代表)	事務所	電話番号(代表)
横浜 県税事務所	(045) 651-1471	相模原 県税事務所	(042) 745-1111
神奈川 県税事務所	(045) 321-5741	横須賀 県税事務所	(046) 823-0210
緑 県税事務所	(045) 973-1911	平塚 県税事務所	(0463) 22-2711
戸塚 県税事務所	(045) 881-3911	藤沢 県税事務所	(0466) 26-2111
川崎 県税事務所	(044) 233-7351	小田原 県税事務所	(0465) 32-8000
高津 県税事務所	(044) 833-1231	厚木 県税事務所	(046) 224-1111